

日本筆記具工業会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本筆記具工業会(英文名 JAPAN WRITING INSTRUMENTS MANUFACTURERS ASSOCIATION ; 略称「JWIMA」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 事務局運営は、独自におこなう。

(目的)

第3条 本会は、日本の筆記具とその関連製品の生産・貿易の調査及び品質向上の研究、情報の収集及び提供を行うことにより、グローバル化、情報技術の進歩、多様化する消費者ニーズ等に対応し、もって日本の筆記具業界の活性化と発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 筆記具とその関連製品の生産統計と貿易統計の調査及び研究
- (2) 筆記具とその関連製品の内外規格の調査研究
- (3) 筆記具とその関連製品の内外知的財産権の調査研究
- (4) 筆記具とその関連製品の安全及び環境問題に関する調査研究
- (5) 筆記具とその関連製品の外国関連団体との交流と情報の交換
- (6) 関係機関及び関係団体との連絡折衝と協調
- (7) その他必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、筆記具とその関連製品に関する国内法人格を有する法人及び団体とする。
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力する国内法人格を有する法人及び団体とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、本会役員2名の推薦状とともに別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体は、代表者を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員の代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 法人又は団体が解散し又は破産したとき
 - (2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員、相談役及び参与

(種類及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を会長、3人以上5人以内を副会長、常任理事若干名、必要に応じて専務理事1人を置くことができる。

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を処理する。
- 5 監事は、必要なとき、本会の帳簿及び書類、業務及び財産状況を調査する。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 会長の任期は、一期2年とする。ただし、退任後4年以上経過しての再任を妨げない。なお、会長の選出と同時に、次期予定会長の筆頭副会長を選出することとする。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(相談役及び参与)

第17条 本会に、相談役若干名及び参与20人以内を置くことができる。

2 相談役及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 相談役は、本会の運営に関して会長及び他の役員の諮問に答え、又は意見を述べる。

4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 第14条第1項の規定は、相談役及び参与について準用する。

第4章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第22条 総会及び理事会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、理事全員の同意があるときは、召集の手続きを省略することができる。
- 4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第21条第2項第3号

の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第25条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会においては、第22条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産もって支弁する。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から2箇月以内に総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び収支決算)

第33条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞な

くこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後2箇月以内に総会の議決を得なければならない。

(剩余金)

第34条 年度末において剩余金が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、変更する。

第7章 補則

(備付け書類及び帳簿)

第36条 本会は、事務所に、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (4) 資産及び負債の状況を示す書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(委員会)

第37条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の承認を得て、会長は、部会又は委員会を設けることができる。

- 2 部会又は委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 部会又は委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める

(事務局)

第38条 本会に、事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第39条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、本会の設立の日から施行する。
- 2 本会の最初の事業年度の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立当初の役員は、第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2003年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の相談役及び参与は、第17条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、同条第5項において準用する第14条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 5 本会の最初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日から2004年3月31日までとする。
- 6 本会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

制 定	(設 立 総 会)	2001年10月 1日
改 定	(第 4 条)	2005年 5月 12日 「2号」部分を削除
改 定	(第 11・12・13 条)	2009年 5月 18日 常務理事 → 専務理事 に変更
改 定	(第 5・6 条)	2011年 5月 17日 国内法人格と役員2名の推薦状を入会の資格要件に追加
改 定	(第 2 条)	2021年 5月 31日 事務所所在地を変更